

商品概要説明書

定期積金＜単利型＞ 定期積金「令和7年度 ふくふく定積」

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名	・ 定期積金＜単利型＞ (愛称:定期積金「令和7年度 ふくふく定積」)
2. ご利用いただける方	・ 個人のお客さま
3. 期間	・ 6か月以上7年(84か月)の間で月単位の指定を可能とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 契約期間内で掛け金を分割して払込みいただけます。 ・ 払込周期は1か月(月掛)とします。 ・ 契約期間1年以上の場合は、預入時のお申し出により、最大4回まで増額月を設定できます。 ・ 1回あたり100円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 積立期間に応じた店頭金利を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ お利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 窓口でお問合せ下さい。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・ 原則として取扱いできません。 やむを得ず取扱う場合は次のとおりとなります。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回りの60%または解約日の普通貯金利率のいずれか高い利率 なお、約定の払込を完了しないままに約定満期日が到来した定期積金を満期日以降に解約する場合は、中途解約として取扱います。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当会の譲渡性を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 相互援助制度	・ 当会は、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会本店営業部(電話:092-751-2064)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当会のホームページ(https://kyushu.jf-mbk.org/)をご覧ください。当会本店総合企画部(電話:092-751-2064)にお問い合わせください。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ・ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 定期積金「令和7年度 ふくふく定積」の取扱い期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。 ・ 本商品は、JFマリンバンク九州信漁連の福岡県内の店舗(本店・有明支店・代理店)において、既に貯金口座をお持ちの上記2のお客さま、または新規に口座を開設される上記2のお客さまを対象にしております。 特典につきましては、以下の通りとなります。 満期給付契約額50万円以上のお取組みの方 →商品券(1,000円分)進呈。(一顧客一回限り) 当会本店・有明支店・代理店(福岡県域)にて公的年金※をお受け取りされている方 →「LIONデンタルセット」を進呈。(一顧客一回限り)※公的年金には、漁業者年金を含みます。 ・ 特典を含めた商品内容については、上記お取扱い期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問合わせください。

JFマリンバンク九州信漁連